

令和6年度 第1回
逗子市国民健康保険運営協議会

令和6年5月2日

逗子市福祉部国保健康課

令和6年度 第1回逗子市国民健康保険運営協議会

日時 令和6年5月2日（木）

14:00～15:00

場所 逗子市役所5階第2会議室

出席者

出席者

小清水 時子 委員 山上 篤志 委員 池上 晃子 委員

武田 宇央 委員 坂口 敏子 委員 近内 美乃里 委員

高田 雅浩 委員

欠席者

なし

事務局

石井福祉部長 堀田福祉部次長 小上馬国保健康課長 青山国保健康課副主幹

沼田国保健康課保険年金係長 椛島国保健康課主事

傍聴者

なし

1 議 題

（1）会長の選出について

（2）令和6年度逗子市国民健康保険料率（案）について

（3）その他

【小上馬国保健康課長】 それでは、おそろいになりましたので、ただいまから令和6年度第1回逗子市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。本日は御多用のところ御出席いただきまして、ありがとうございます。

本協議会の会長でありました鎌倉保健福祉事務所の長の大久保委員は、人事異動に伴いまして委員を辞職されましたので、本日会長の選出をいただきまして議事の進行をお願いするまで、その間は事務局であります私、国保健康課長の小上馬が議事進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。よろしくお願いします。

本日は委員7名全員が御出席をいただいております、逗子市国民健康保険運営協議会規則第3条第3項の規定における委員定数の2分の1以上の出席という開催要件を満たしておりますことから、この会議が成立していますことを、まずは報告申し上げます。

それでは、次に福祉部長の石井から挨拶を申し上げます。

【石井福祉部長】 改めましてこんにちは。福祉部長の石井でございます。本日御多用な中、この会議に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より本市行政に御協力いただきまして、お礼申し上げます。

本日から鎌倉保健福祉事務所の長の内近委員に就任をいただきました。どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。

今会議に当たりまして、現在の国民健康保険の課題について一つ、二つお話をさせていただきます。全国的なお話としては、まず最近新聞でもありますけれども、保険証の問題でございます。今年12月に紙の保険証が廃止ということになりますので、デジタル化に向けて逗子としても混乱のないようにやっていきたいというのが一つでございます。

それから、毎年申し上げていることですが、財政的・運営的な面はもう一つの課題でございます。全国的に人口が減っていくということもあって、あるいは高齢化していくことの難しさがございます。最近では社会保険のほうにどんどん入ってほしいというところで、制度改革が起きているので、ますます国民健康保険のほうは小さくなっていくというのがあります。

それから、本市独特の一つの課題としては、人口構造が壺型のようになっていますので、0歳より74歳、73歳のほうが圧倒的に多いので、一年一年、がくんがくんと被保険者が減っていくという課題もございまして、なかなか難しいところがございますが、セーフティネットとしてこれからもしっかりやっていきたいというふうに考えてございます。今回

保険料を議題にするわけですが、そういった意味で持続可能なというところをしつかりとやっていきたいと思います。

昨年度から特定健診無償化をしまして、今年度も議会の理解をいただきまして、引き続き無償でやっていくことができることになりました。初年度、大分その効果が出て、受診率も上がっておりますので、これを引き続きキープし、さらに上げていけるように努めてまいりたいと思います。

簡単ではございますが、冒頭の挨拶とさせていただきます。どうぞ本日はよろしく願います。

【小上馬国保健康課長】 それでは、恐縮ではございますが、ここからは着座したまま進めさせていただきます。

事前に送付いたしました資料の確認をさせていただきます。本日お持ちでない方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

資料の確認をさせていただきます。まず1つ目、令和6年度第1回逗子市国民健康保険運営協議会会議次第。議題2、令和6年度逗子市国民健康保険料率（案）について。資料1、令和6年度逗子市国民健康保険料率等について。資料2、令和6年度国民健康保険事業特別会計当初予算表の歳出。資料3、令和6年度国民健康保険事業特別会計当初予算表の歳入。国民健康保険被保険者数・世帯数等一覧。最後に、逗子市国民健康保険運営協議会委員名簿。資料は以上となりますが、よろしいでしょうか。

それでは、今年初めての会議となり、新たに委員となられた方もいらっしゃいますので、ここで事務局から委員名簿に沿って委員の皆様を御紹介させていただきます。

まず、被保険者代表としまして、小清水委員でございます。同じく、被保険者代表の山上委員でございます。次に、保険医代表としまして、逗葉医師会から御推薦の池上委員でございます。同じく、保険医代表で逗葉歯科医師会から御推薦の武田委員でございます。次に、公益代表の委員でございますが、逗子市民生委員児童委員協議会から御推薦の逗子市民生委員児童委員協議会会長の坂口委員でございます。同じく、公益代表で神奈川県から御推薦の鎌倉保健福祉事務所長の近内委員でございます。次に被用者保険等保険者代表としまして、神奈川県被用者保険等保険者連絡協議会から御推薦の高田委員でございます。

続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。福祉部長の石井でございます。福祉部次長の堀田でございます。国保健康課副主幹（成人保健・地域医療担当）の青山でございます。保険年金係長の沼田でございます。事務担当者の柊島主事でございます。以

上となります。

議事を始める前に、傍聴者の確認です。現在のところ傍聴希望者はありませんが、途中希望者がおられましたら入室していただくことになりますので、御承知おきください。

それでは、議題に入らせていただきます。議題1の会長の選出につきましてお諮りいたします。本協議会の会長でいらした大久保委員は、冒頭にもお伝えしましたとおり委員を辞職されましたので、新たに会長を選出していただくことになります。会長・副会長は、運営協議会規則第2条の規定により、公益を代表する委員のうちから選出することになっております。公益代表の委員につきましては、神奈川県から推薦の近内委員、逗子市民生委員児童委員協議会から推薦の坂口委員が選出されております。選任方法はいかがいたしましょうか。武田委員、お願いします。

【武田委員】 従来から鎌倉保健福祉事務所の所長が会長になっていただいていますので、近内委員を会長に推薦したいと思います。

【小上馬国保健康課長】 ただいま近内委員を会長に推薦したいとの意見がございました。ほかによろしいですか。では、会長に近内委員、副会長に坂口委員ということで、御異議ございませんでしょうか。

（ 全員異議なし ）

御異議がございませんでしたので、それでは会長に近内委員、副会長に坂口委員が選出されました。どうぞよろしくお願いいたします。

これより先の議事につきましては、会長に選出されました近内会長に進行していただきます。恐れ入りますが、お席の移動をお願いいたします。

（ 近内会長 会長席に着席 ）

【近内会長】 それでは、規則の定めるところにより、議長として議事を進行してまいります。御協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、議題に入らせていただく前に、運営協議会規則第5条第2項の規定によります本日の会議録署名委員につきまして、小清水委員と山上委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、これより議題に移ります。議題（2）令和6年度逗子市国民健康保険料率（案）について、事務局の説明をお願いいたします。

【小上馬国保健康課長】 それでは、事務局から議題2、令和6年度逗子市国民健康保険料率（案）についてを説明させていただきます。別紙の議題2を御覧ください。

令和6年度逗子市国民健康保険料率（案）について、所得割の率、均等割の額及び平等割の額、こちらは記載のとおりとなっております。

詳細補足説明としまして、別紙資料1を御覧ください。1、令和6年度保険料率（案）にありますとおり、所得割率の合計としまして、令和5年度と比べ0.42ポイント増で10.37%、均等割額の合計としまして、令和5年度と比べ300円増の4万5,600円、平等割額の合計としまして、令和5年度と比べ100円減の3万2,800円となります。

右の列、参考にありますますが、賦課限度額につきましては政令規定となります。医療分は令和5年度から変更なく65万円、支援金分は2万円増の24万円、介護分は変更なく17万円となります。

次に、2、国民健康保険事業の財源についてですが、支出と収入の概要説明となっております。令和6年度歳出歳入予算は、別紙資料2、資料3のとおりとなります。なお、今年2月に開催した令和5年度第3回の当運営協議会でお示ししました予算案から金額等に変更はございません。

続きまして、3、賦課総額（保険料）の内訳、配分割合についてですが、令和5年度と変更なく、所得割、均等割及び平等割の割合は、それぞれ55：30：15となります。

4、保険料率算定にかかる基礎数値等についてですが、被保険者の人数、世帯数は毎年減少をし続けている状態です。保険料率の決定については、令和6年度当初予算において、歳出の神奈川県への納付金が約3,000万円減となったものの、歳入の一般会計繰入金が約2,900万円の減の見込みとなっております。被保険者数の減が続いており、保険料の急激な負担増が見込まれるため、基金を1億3,000万円取り崩し、保険料の大幅な上昇を抑え、被保険者の負担緩和を行っております。

5、保険料率の決定、告示についてですが、保険料率等については、当協議会の審査を経て決定し、告示することとなっております。保険料の当初決定通知につきましては、6月から3月分の10期に分け、6月中旬に世帯主様宛てに送付する予定となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

【近内会長】 ありがとうございます。何か御質疑等ありますでしょうか。

特に御質問等がなければ、議題の（2）令和6年度逗子市国民健康保険料率（案）については、皆様の御了承を得られたものといたします。よろしいでしょうか。

【池上委員】 すみません、ちょっと質問です。国保の加入者がだんだん減ってきているというんですけれども、若い人が減っているんですか。それとも高齢者が減っているんで

すか。加入者の割合としては。

【沼田保険年金係長】 やはり被保険者の階層として、後期高齢者になる前の方が多いで、年代としてはやはり高齢の方が減っている現状でございます。

【池上委員】 高齢の方が減っているんですね。

【沼田保険年金係長】 はい。

【池上委員】 一般的に言って、高齢者のほうが医療費はかかりますので、その高齢者が減るということは、国保の会計の歳出のほうも少しは減るんじゃないかと思うんですけど、どうなのでしょう。

【小上馬国保健康課長】 おっしゃるとおり歳出も減っているんですが、それに伴って保険料の収入、こちらも年金の収入のある方とか、そういう所得のある方がやはり一定数減ってしまっているんで、同じように収入も減っています。全体として確保できる金額も下がっているというような傾向にありますので、非常に厳しい状態にはなってきているという形です。

【池上委員】 もう一つ質問です。今、高額医療費というのがすごく問題になっていて、その高額医療費のほとんどが薬代なんですね。特に抗がん剤ですとか遺伝子関係の薬になると、1か月で1人で1,000万円ぐらいの薬剤費もしくは診療費がかかるという方がいらっしゃるんですけど、逗子市の場合、それに該当するような高額医療費というのは、どうなのでしょう。この歳出だけ見ると、ちょっとよく分からないのでお聞きするんですが。

【小上馬国保健康課長】 逗子市単独で高額療養費がどのくらい多めなのか少なめなのかというのは、資料を持ち合わせてないのですが、今、支出については神奈川県で国民健康保険を全部、統括して支出について計算をしており、そこに負担金として逗子市は払っているというような仕組みになっています。その内訳として逗子が多めなのかどうかということは今、資料としてはないのですが、窓口の受付状況などからすると、そこまで高額な方の御申請とかというのは、それほど多くはないかなと、ちょっと感覚的な御回答で申し訳ないのですが。

【池上委員】 逗子市の場合は人口もそこそこ5万人ぐらいいるわけですが、小さい自治体ですと予算規模が少ないので、高額医療の方が1人か2人いるだけで、ものすごく予算が圧迫されるという話をよく聞きますので、ちょっと逗子市に関しても心配になって質問させていただきました。

【近内会長】 ありがとうございます。そのほか御質問ある方いらっしゃいますか。どう

ぞ、小清水委員。

【小清水委員】 すみません。歳入の件なんですけれども、保険料は人数が減れば当然減ってはきますけど、何年前でしたっけ、リーマンショックがあったときに、前年の所得を会社都合で辞めた人は3割に見て計算して少なくするというやり方で、今あれも続いているんですか。

【小上馬国保健康課長】 会社都合での退職の場合は、その制度は、継続されています。

【小清水委員】 相変わらず。やっぱり保険料はその点は少なく計算されていくということですね。

【小上馬国保健康課長】 そういうことになります。

【近内会長】 そのほか。はい、どうぞ、山上委員。

【山上委員】 先ほど特定健診ってありましたけど、一般の会社で言う、毎年行われる健康診断みたいなものですよ。ここにいらっしゃる池上先生の御尽力でただになったんですけれども、先ほど毎年議会の承認が要とおっしゃいましたよね。これって、一々議会の承認要るんですか。通常ね、一般的に、法律は地方自治体では作れませんが、条例がありますよね。条例なので、成立させちゃえば、毎年一々議会の承認なんて必要ないんじゃないかと思うんですけど、その辺は。

【小上馬国保健康課長】 議会の承認というのは、もちろんおっしゃっていただいたとおり、制度を作ったり、そこでどういうことをやっていく、何か義務を与えとか、そういうところは条例で定めて、決まればそれに従って毎年いくのですが、先ほど御案内させていただいた議会の承認というのは、市の毎年の支出の予算、お金の支出を毎年予算案として議会で認めていただく必要があります。特定健診は、個人負担金があってもなくても、市の負担として支出をしています。その個人負担金があれば、一部市が負担していたのですが、無償になれば全額負担することになって、その負担額が変わります。そういうところを、予算は毎年定めるものになりますので、毎年議会で承認をいただくというような制度になっております。

【近内会長】 ありがとうございます。そのほかはいかがでしょうか。

【小清水委員】 すみません。今、特定健診の話が出たので、ついでに伺いたいんですけど。昨年話なんですけれども、ちょっと特定健診を受けるのが都合で遅くなったもので、11月に催促のはがきが来たんですね。まだ受けてないんですか、受けてくださいというふうな。これは御丁寧にどうもと思ったんですけど。2月の初めに夫婦で受けまして、半ば

過ぎに結果をもらったら、夫はちょっと高血圧が引っかかりまして、じゃあ薬をもらいましょうと。集団健診じゃなくて個別で受けたもので、そのお医者さんでもらって、しばらく飲んでいましたら、今度また市からお手紙が来たんです。検査の結果、血圧が高かったようですけど、ちゃんとお医者さんにかかってくださいって。うち、もうかかってますけどと思いながら、御丁寧にと。しばらくして、もう落ち着いたから、そろそろ飲まないでもいいかねなんて言ったら、今度お電話がかかってきまして、お手紙出しましたけど、ちゃんと先生に、医者に行きましたかみたいな、そこまでやるのかっていう。実際かかりつけの先生に聞きましたら、そこまで丁寧にやっている、知りませんでしたっておっしゃったもので、今こうやって一々、何十人それでも引っかかるかどうか分かりませんが、引っかかった人みんなやっているんですか。それを、電話代は大したことないけど、今度郵便代も上がりますよね。というようなことをやったら大変なことになってくるんじゃないかなと思ひまして。ただで受けていて申し訳ないんですけど。

【山上委員】 郵便は来ました。

【小清水委員】 あ、来ましたか。

【山上委員】 来ました。余計なお世話ですけど。

【小清水委員】 そうなんです。私も…私が電話に出たから、はい、どうもありがとうございますとやったんですけど、ちょっと気の短い人が出ると、例えば窓口なんかだとすぐ怒る人いますよね。「余計なお世話よ、ガチャン」みたいな。そういうのって、仕事している人もすごいストレスになるし、電話もらったほうも、何だろうみたいな、あまりメリットがないんじゃないかと思ひて、やっぱりやる意味はそれなりにあるんでしょうかしらと思ひて、どうでしょう、現実に。

【青山国保健康課副主幹】 国保健康課保健師の青山と申します。どうぞよろしくお願い致します。御意見いろいろありがとうございました。やはり健診というのは、やりっぱなしというわけにはいかないものです。何のためにやるかという、治療が必要な方はなるべく早く治療をして、悪化させないようにしていかなければいけない。そういうことがありますので、検査の結果、市が行っている健診になりますから、皆さんの結果を私たちは見ることができます。その中で、基準値を超えていたり、この方は一回医療で御相談いただいたほうがいいのかという方については、一度御連絡を差し上げて、経過はいかがか、何か御心配なことはないか、生活習慣を改善したいようだったら、私たちがお手伝いしますとか、そういうことで御案内を差し上げています。ごめんなさい、余計なお世話と言われればそ

うなのですが。

【小清水委員】 人によって受け取り方がいろいろですからね。

【青山国保健康課副主幹】 そうですね、確かにお電話差し上げたりお手紙差し上げたりして、もううちは連絡くれなくて結構よと言われる方ももちろんありますが、私たちとしては皆さんの健康をできるだけ守っていきたいということがございますので、うるさいなと思われるかもしれませんが、そういう趣旨で御連絡を差し上げたりしております。

【小清水委員】 大変だと思いますけど。

【青山国保健康課副主幹】 ありがとうございます。

【山上委員】 一般の感覚からすれば、お手紙はいいです。お電話は必要ないです。

【青山国保健康課副主幹】 お電話は必要ない。了解いたしました。お電話を差し上げる方というのは、やはり基準値との兼ね合いもございますものですから、確認や何かお困りのことがないかなど、確認がしたかったもので、御連絡を差し上げているのですが。ちょっとしつこいということであれば、お断りいただければ、その後は御連絡は差し上げていないということになります。

【小清水委員】 おかげさまで、取りあえずは大丈夫になりましたので。

【青山国保健康課副主幹】 よかったです。すぐ受診していただいて、ありがとうございます。以上です。

【池上委員】 特定健診の結果については、逗子市の対応はすごくきめ細かなんですね。ちょっと行き過ぎかなと思うくらい。それで皆さんの健康をね、未病というか、予防するというのが、すごく大事なことだと思うんですよ。ですけど、もう一つ大事なのは、今、集団健診やってますよね。集団健診の人というのはね、その後のフォローがちょっと緩いんですね。ですから、個別健診で各医療機関に行ってやると、結果を言ったところで医師もちゃんと指導しますし治療につながります。

【青山国保健康課副主幹】 きちっとね、指導もしてくださるので。

【池上委員】 そう。有所見者の治療とか予防しようと思うんだったら、やはり個別健診というところをもう少し力を入れていただいたほうがいいのかなと思います。

【青山国保健康課副主幹】 ありがとうございます。このたび自己負担の 1,500 円を無償化したときに、集団も個別も受診者数は上がりました。ちょっと感触的なもので、まだ全部が整ってないのですが、個別のほうが上がりぐあいがいいというようなことを担当から聞いておりますので、医療機関の先生方が、通院して治療している方にも、特定健診が無

料で受けられるよとPRして下さった結果かなと思っております。感謝しております。
ありがとうございます。

【近内会長】 そのほか御質問、御意見などはいかがでしょうか。

ありがとうございます。御質問等なければ、議題（２）令和６年度逗子市国民健康保険料率（案）については、皆様の御了承を得られたものといたします。

次に、議題（３）のその他ですが、事務局から何かございますでしょうか。お願いいたします。

【小上馬国保健康課長】 事務局から３点ほどお伝えさせていただきたいことがございます。まず１点目としましては、先ほど、冒頭の御挨拶の中でも触れました令和６年１２月から現行の保険証が、紙の保険証ですね、これの発行が廃止となります。マイナンバーカードと連携したマイナ保険証が原則という形になってきます。その際に、現在お持ちの保険証については、有効期限がまだ先になりますので、その有効期限までは引き続き使えると、併用ができるというような期間になります。有効期限が終了したり、例えば国民健康保険に新たに加入される方とか、転居とか、記載内容が変更になるような方には、もう新しい保険証、紙の保険証は交付されないの、マイナ保険証を御利用いただくか、資格確認書というものを発行させていただいて、そちらで受診していただくようになります。

参考に、今現在マイナ保険証の利用率なのですが、国や神奈川県が統計をとってまして、３月末の状況では、全国平均が５.４７％、神奈川県ですと５.２５％、逗子市のデータは１か月前の２月末になってしまうのですが、５.３０％。これは、マイナ保険証の連携が済んでいる方ということではなく、医療機関などでマイナ保険証を提示して受診された方の率になります。１点目の情報は以上となります。

【小清水委員】 少ないですね、１０％に満たない。

【小上馬国保健康課長】 そうですね、利用がまだ全然浸透していないという状況です。

【小清水委員】 ひもづけされているのも、まだ少ないんですよね。ひもづけできている人も少ない。

【小上馬国保健康課長】 いや、それはもっといらっしゃるはずですよ。

２点目の御案内なのですが、こちらの協議会ですね、皆様の任期は３年間ということでお願いしておりまして、今年度が最後の年になってまいります。来年の３月３１日まで任期となりますので、新たな委員の改選という形になってきます。よろしければ引き続き皆様にお願いができればとも考えておりますので、各団体の代表の方はそちらの代表のほうか

らの御推薦という形になりますが、被保険者の方については公募となりますので、よろしければまた御検討いただければと思います。年内にはその募集の御案内が出てくる形になりますので、その際にはよろしくお願いします。

【池上委員】 そのことについてなんですけれども、一番最後の資料の委員の名簿ですね。それで見ると、保険医薬剤師代表と書いてあるんですが、この中に薬剤師会のほうからの代表の方が委員に入っていないんですけど、委員の定員というのは決まっているんですか。

【小上馬国保健康課長】 委員の定員決まっております、保険医又は保険薬剤師代表として2名という形になっております。

【池上委員】 2名だけですか。最近、先ほど言いましたように薬代の占める割合が非常に高くなってきてますので、条例で決まっているのかどうか知りませんが、できれば薬剤師の方の代表も入れていただけたらと思います。今後の課題になるかと思いますが。

【小上馬国保健康課長】 ありがとうございます。

【小清水委員】 よろしいですか。もし次のまた機会に参加したいなと思った場合ですね、また3年。

【小上馬国保健康課長】 そうです。任期は3年間です。

【小清水委員】 でも、2年後に私、後期になっちゃうので、そうすると駄目ですね。国保の代表ですものね。途中で抜けるようになっちゃうから。じゃあ、やめたほうがいいですね。

【小上馬国保健康課長】 規定としましては、応募の段階で3年間できる人というのは規定上は書かれてないので、できるのですが、ただ、被保険者でなくなってしまうと、その代表にはなれなくなるので、その時点で失職というような形になってしまうかと思います。

それでは、最後にもう1点ですね、次回の運営協議会の開催の日程なのですが、第2回は会議室の都合で、8月5日の月曜日か6日の火曜日、また8日の木曜日もしくは9日の金曜日、今この4日間の部屋の確保ができておりますので、このいずれかの日の午後で開催したいと思っております。近くになりましたら、正式に皆様に日程調整をさせていただきますが、もし今からスケジュールを押さえることができれば、御協力いただければと思います。

以上となります。

【近内会長】 何か御質問や御意見などがありますでしょうか。

(発言者 なし)

御質問がなければ、以上で本日の議題は全て終了となります。これにて閉会とさせていただきます。御協力どうもありがとうございました。